

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名 金融庁	
対象税目	<u>個人住民税</u> <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（住民税（利子割））		
要望項目名	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）            企業年金制度等は、事業主、従業員及び自営業者の自主的な努力に基づき、国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度。</p> <p>・ 特例措置の内容            確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じること。</p> <p>※ 確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略 改訂2014」においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	—		
減収見込額	[初年度] 精査中（ ） [平年度] 精査中（ ） [改正増減収額] 精査中 （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的            個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られること。</p> <p>（2）施策の必要性            確定拠出年金については、国民の自助努力による豊かなライフスタイルを実現し、同時に、資本市場を通じた経済活性化にも資する観点から、さらなる制度改善によって、その普及を促進していくことが必要。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 企業型確定拠出年金については、加入者のマッチング拠出額が「事業主拠出額以下」に制限されているため、加入者が税制優遇枠を十分に活用できてきない</li> <li>－ 企業型確定拠出年金は、中小企業にとって事務負担が重く、十分普及していない等の指摘があることを踏まえ、必要な制度改善を図ることが重要。</li> </ul> <p>当該制度の普及・促進により、国民の長期的な資産形成が図られるため、併せて税制上の措置を講じることが必要。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
ページ		17—1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－２ 市場機能の強化のための制度・環境整備
	政策の達成目標	個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず。
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られることが見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
	要望の措置の妥当性	個人投資家の市場参加を促すことを通じ、国民の長期的な資産形成が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	新設要望のため、該当せず。
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	新設要望のため、該当せず。
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	新設要望のため、該当せず。
前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず。
これまでの要望経緯	平成 26 年度の要望項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ</li> <li>・ 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃</li> <li>・ 確定拠出年金の中途脱退要件の緩和</li> </ul>